

## 生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和6年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和7年4月14日

生駒市監査委員 東良徳一

生駒市監査委員 平松亜矢子

生駒市監査委員 改正大祐

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の期間

令和7年1月9日から令和7年2月20日まで

#### 3 監査の対象

#### 3 監査の対象

##### (1) 対象部局

財務部 契約検査課

教育部 教育総務課、教育指導課（教育政策室を含む。）、学校給食センター、小平尾保育園、生駒台幼稚園、生駒幼稚園、壱分幼稚園、鹿ノ台小学校、真弓小学校、俵口小学校、生駒東小学校、生駒南第二小学校、鹿ノ台中学校、生駒中学校

生涯学習部 生涯学習課、図書館、図書館北分館、図書館南分館、生駒駅前図書室

議会事務局

##### (2) 対象期間

令和5年度及び令和6年度

#### 4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、随意契約に係る事務及び各基金の必要性と使用状況を重点項目として監査を行った。

#### 5 監査の結果

##### (1) 対象部局（第2回分）に係る監査結果

監査した結果、一部の所属において、収入の調定処理がされていなかった事例、「納入通知書」を発行すべきところ「納付書」を発行していた事例、交際費に係る資金前渡金の精算が遅延していた事例等の軽微な事項が認められたが、生駒市監査基準に準拠して監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において法令に適合していると認められないものはなかった。また、最少の経費で最大の効果を挙げよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

なお、事務処理上改善・検討を要する軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

## (2) 随意契約について（第1回、第2回分）（重点項目）

地方自治法第234条の規定により、地方公共団体が締結する契約については、一般競争入札によることが原則であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は政令で定める場合に該当する場合に限りできることとされている。

このうち随意契約は、他の方法に比べて手続きが容易であるため、契約に当たりその目的、内容、求める品質等によって自由に契約の相手方を選定できる利点がある。一方で、契約先が特定の相手に偏重する可能性や不適切な価格となる等の弊害が起こる可能性も否定できない。そのため、随意契約により契約を締結するに当たっては、公平性、公正性、透明性、経済性等の確保が求められることから、今回の定期監査における重点項目とした。

監査の対象は、各監査対象部局における随意契約のうち、いずれも少額随意契約の金額を超える、100万円以上の委託料並びに130万円以上の修繕料及び工事請負費に係る契約について対象とした。

（下表のとおり）

監査した結果、生駒市監査基準に準拠して監査した限りにおいて法令に適合していると認められないものはなかった。

前年度の定期監査において、随意契約理由書に記載された随意契約理由の説明が不十分なものが見受けられたことを指摘したが、本年度の監査では、説明が不十分な事例は特に見当たらず改善がみられた。今後においても、随意契約の理由を市民に十分説明できるよう、適切に対応していただきたい。

また、随意契約の場合、見積書の徴取者数が1者になる場合があるが、その場合であっても価格の妥当性について検証することが必要であり、具体的にどのように検証し価格が妥当であると判断したのかを、随意契約理由書にも明記すべきである。

各対象部局別対象件数

対象部局		件数
総務部	人事課	8件
	防災安全課（消費生活センターを含む。）	11件
	市民課	11件
財務部	契約検査課	2件
地域活力創生部	農林課	3件
	商工観光課（観光振興室含む。）	9件
福祉部	介護保険課	1件
子育て健康部	健康課	18件
	地域医療課	3件
	国保医療課	12件
建設部	管理課	8件
	土木課	3件
	みどり公園課（花のまちづくりセンターを含む。）	14件
都市整備部	都市づくり推進課（拠点形成室を含む。）	3件
	学研推進課	2件
	建築課	0件
上下水道部	総務課	1件
	工務課（浄水場を含む。）	18件
消防本部	総務課	0件
	予防課	0件

	警防課	1件
	消防署	0件
教育部	教育総務課	9件
	教育指導課	0件
	学校給食センター	2件
	小平尾保育園、生駒台幼稚園、生駒幼稚園、壱分幼稚園、鹿ノ台小学校、真弓小学校、俵口小学校、生駒東小学校、生駒南第二小学校、鹿ノ台中学校、生駒中学校	いずれも 0件
生涯学習部	生涯学習課	7件
	図書館	4件
	図書館北分館	0件
	図書館南分館	0件
	駅前図書室	2件
	議会事務局	0件
	農業委員会事務局	0件

### (3) 基金の必要性と使用状況について（第1回、第2回分）（重点項目）

地方自治法第241条の規定により、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができることとされている。本市においては、21の基金が設置されているが、全ての基金が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金であり、定額の資金を運用するための基金は設置されていない。

本市における基金の残高は、令和6年3月末現在で合計約168億円となっており、今後の財政運営においても基金の効率的かつ計画的な管理や運用がより一層求められると思われることから、今回の定期監査における重点項目とした。

監査の対象は、各監査対象部局が所管する基金について対象とした。（下表のとおり）

監査した結果、生駒市監査基準に準拠して監査した限りにおいて、各基金の管理及び運用が特定の目的法令に適合していると認められないものはなかった。また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

なお、職員退職給与基金について、現在の積立方針や取崩しの方針でいくと、基金残額が確実に減少していく見込みとなっているが、長期的な視点により将来の退職手当支給額の見込みをふまえた積立及び取崩しの計画・方針を策定し将来の安定的な退職手当の支給に備えるべきである。また、介護給付費準備基金については、長期的な視点に立った取崩計画や積立目標額などが不明確であった。

今回の監査において、各基金の設置目的、積立・取崩の計画、積立目標などを改めて確認していただく機会となったと思われる。今後においても、各基金の積立て、取崩し等については、明確に市民が理解し納得できるよう、各基金の設置目的に沿った長期的な計画に基づき実施し、また、それらの計画や目標額等の見直しが必要であれば、適時に見直しを行うよう、適正な管理のもと基金の有効活用を図っていただきたい。

#### 対象基金一覧

基金名称	対象課
職員退職給与基金	人事課
公共施設整備基金	建築課
国民健康保険財政調整基金	国保医療課
応急診療施設等整備基金	健康課
生駒市北部地域整備促進基金	学研推進課

介護給付費準備基金	介護保険課
みどりの基金	みどり公園課
歴史文化基金	生涯学習課
ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金	防災安全課、商工観光課 生駒駅前図書室
図書館整備基金	図書館
市民のいのちを守る医療基金	地域医療課
森林環境整備促進基金	農林課
教育環境整備基金	教育総務課
観光振興基金	商工観光課
生駒市北部地域整備促進基金	学研推進課

(4) その他の事項について（第1回、第2回分）

前年度の定期監査から、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めているか並びにその組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するための一つの資料として、各課において業務を遂行する中で抱えている課題や懸案事項について、提出資料への記入を依頼している。

本年度は、多くの課で忌憚なく丁寧に記入していただき、また、担当課に対してのヒアリングや情報共有等を実施させていただいたことで、各課が抱える課題意識や課題解決策について、実情を把握することができ監査上非常に有益であった。次年度以降も、引き続き課題、問題点等について積極的に挙げていただき、より最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、より組織及び運営の合理化に努めていただきたい。

## 別紙

### 財務部

#### 契約検査課

1 監査実施日 令和7年1月9日～1月10日

2 監査結果

(1)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)その他の事項について

契約検査課が執行する建設工事及び建設コンサルタント等業務に係る入札事務について、抽出により入札執行依頼書、入札執行起案、落札者決定起案等関係書類等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 教育部

#### 教育総務課

1 監査実施日 令和7年2月17日～2月20日

2 監査結果

(1)歳入について

日本スポーツ振興センター掛金保護者負担金、京田辺市教育事務委託費負担金、学校に設置している太陽光発電売電収入等に係る収入事務について、収入伝票、調定伝票、歳入予算差引簿を閲覧し照合・確認したところ、「納入通知書」を発行すべきところ、誤って「納付書」を発行していたものがあったため、以後適正に発行するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、契約書の契約保証金に係る事項が記載されていなかったもの契約書への収入印紙の貼付が遺漏していたもの及び契約書の契約保証金に係る事項が記載されていなかったものがあったため、それぞれについて、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の交付事務について

全国小中学校体育大会等出場補助金、障がい児課外学習事業補助金、いこまっ子キャンプ補助金等につ

いて、補助金交付要綱、補助金交付申請書、支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ 教育長交際費の支出事務について

現金出納帳を閲覧・確認するとともに、手持現金の残額を実査し確認したところ、前期分の資金前渡金について精算処理がされていなかったため適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

#### エ その他支出事務について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 教育指導課（教育政策室を含む。）

- 1 監査実施日 令和7年2月17日～2月20日
- 2 監査結果

#### (1) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった

### 学校給食センター

- 1 監査実施日 令和7年2月14日
- 2 監査結果

#### (1) 歳入について

学校給食材料費徴収金に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、給食費請求明細書、給食費納入通知書等について閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 小平尾保育園

1 監査実施日 令和7年2月5日

2 監査結果

(1)歳入について

延長保育料及び職員給食費に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、延長保育申込書、延長保育利用実績表等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒台幼稚園

1 監査実施日 令和7年1月14日

2 監査結果

(1)歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒幼稚園

1 監査実施日 令和7年1月14日

2 監査結果

(1)歳入について

預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適

合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

### (3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 壱分幼稚園

1 監査実施日 令和7年1月15日

2 監査結果

### (1) 歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### (2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

### (3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 鹿ノ台小学校

1 監査実施日 令和7年1月20日

2 監査結果

### (1) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

### (2) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 真弓小学校

1 監査実施日 令和7年1月24日

2 監査結果

### (1) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

### (2) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 俵口小学校

1 監査実施日 令和7年1月22日

2 監査結果

(1)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(2)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒東小学校

1 監査実施日 令和7年1月24日

2 監査結果

(1)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(2)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒南第二小学校

1 監査実施日 令和7年1月21日

2 監査結果

(1)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(2)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 鹿ノ台中学校

1 監査実施日 令和7年1月20日

2 監査結果

(1)歳入について

公衆電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒中学校

1 監査実施日 令和7年1月22日

2 監査結果

(1) 歳入について

私用電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生涯学習部

### 生涯学習課

1 監査実施日 令和7年1月28日～1月30日、2月12日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 物品売払収入事務について

「生駒市文化財マップ」、各種調査報告書等の売払いにかかる収入事務について、歳入予算差引簿、物品管理簿、領収書(控)、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の収入事務について

いこま寿大学受講料等の収入事務について、収入伝票、調定伝票、歳入予算差引簿等を閲覧し照合・確認したところ、「納入通知書」を発行すべきところ、誤って「納付書」を発行していたものがあったため、

以後適正に発行するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、契約書に貼付された収入印紙の金額が不足していたものがあつたため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### イ 補助金の交付事務について

子ども会育成連絡協議会補助金、生涯学習自主学习グループ補助金、文化芸術振興団体補助金等の交付事務について、補助金交付申請書、事業計画書、事業報告書、収支決算書、支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

## 図書館

1 監査実施日 令和7年2月4日

2 監査結果

### (1) 歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### (3) 現金の取扱事務について

資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### (4) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 図書館北分館

1 監査実施日 令和7年2月7日

2 監査結果

(1)歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 図書館南分館

1 監査実施日 令和7年2月6日

2 監査結果

(1)歳入について

図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒駅前図書室

1 監査実施日 令和7年2月6日

2 監査結果

(1)歳入について

読書カフェ自動販売機設置に係る目的外使用料、図書実費弁償料、古紙等売払金等の収入事務について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(4)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 議会事務局

1 監査実施日 令和7年2月3日

2 監査結果

(1)歳入について

コピー代等に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 議長交際費の支出事務について

現金出納帳を閲覧・確認するとともに、手持現金の残額を実査し確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ 政務活動費の支出事務について

支出負担行為何書、歳出予算差引簿、交付申請書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

エ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 現金の取扱事務について

資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。